

1. 件 名 : 「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請（蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更））【4】」
2. 日 時 : 令和4年6月23日（木） 10時15分～11時57分
3. 場 所 : 原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
関企画調査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、大塚安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力 部長※ 他8名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更」（補足説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁の西内です。それではこれから玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請の蒸気発生器保管庫の、
0:00:09	当該対象物の変更に係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくをお願いします。
0:00:15	東京は九州電力の方から前回の審査会合等を踏まえた説明資料が提出されています。
0:00:24	特段九州電力の方から、資料に書いてあること以上の追加の説明がなければこちらから資料に基づいて確認を進めていきたいと思っておりますけれども、何か九州電力の方から最初資料についての説明とかありますでしょうか。
0:00:40	はい。九州電力の佐野です。本日提出させていただいた資料、
0:00:44	バランス以下っていうものはありませんので、確認の方をしていただけたらと思います。以上です。
0:00:51	はい。こちらの方からちょっと事実確認を進めていきたいと思っております。規制庁側から何か確認であれば、お願いします。
0:01:02	はい。規制庁大塚です。提出していただいた補足説明資料の 63 ページをお願いします。
0:01:14	63 ページの職務分担について質問します。
0:01:20	資料のご説明の内容で、申請後の職務分担については理解しました。
0:01:27	一方で、申請前へと現行の職務分担については、
0:01:32	34 号炉の課長である安全管理第二課長が主管する固体廃棄物貯蔵庫に関して、
0:01:40	12 号炉の課長である設備管理課長が、運搬の行為を行うことになっております。
0:01:46	資料のご説明の整理では、つじつまが合わない。
0:01:50	と思いますが、御説明の整理は、
0:01:53	以前からの整理なんでしょうか。
0:01:55	それとも、改めて今回整理したものなんでしょうか。
0:01:59	ご説明をお願いします。
0:02:05	はい。九州電力の佐野です。こちらはですね、以前からの整理も同じでして、1 編を見ると、その何ていうんすかね。すいません。申し訳ありません。半期第 2 編を見ると、
0:02:19	その 12 号の廃棄物といったものに対しては、
0:02:23	12 号炉の課長が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	固体廃棄物貯蔵庫間の移動ができる。
0:02:32	ものとなっておりますただその移動に際してはですね、やはり
0:02:38	34号炉の課長である。
0:02:40	課長が主管する建屋間の移動でございますので、
0:02:45	星田委員から、すいません、申し訳ございません4号炉の課長の確認もあつた上での、12号炉の課長の運搬といったものになっております。以上です。
0:03:03	規制庁大塚です。補足説明資料の62ページのフロー図を見ていただきたいんですけども、
0:03:13	12号で発生した廃棄物に関して、
0:03:17	1度、固体廃棄物貯蔵庫に入ります。
0:03:20	で、固体廃棄物貯蔵庫は、34号の、
0:03:26	課長である安全管理第二課長が主幹。
0:03:29	だと思んですけども、
0:03:33	別の貯蔵庫に運搬する時については、
0:03:36	12号の課長の設備管理課長が運搬する。
0:03:41	絵になっていますが、
0:03:44	34号を主管する安全管理第2、
0:03:49	課長。
0:03:53	管理する、貯蔵庫については、
0:03:57	御説明の整理では、34号の課長である、保修第二課長が運搬を行う。
0:04:04	ことが適切なんではないでしょうか。
0:04:08	この辺、どのように整理しているのか説明をお願いします。
0:04:17	九州電力の佐野です。こちらについてはですね、今、示していただいている、先ほど言われた62ページなんですけども、
0:04:26	一辺の規定をもとに、
0:04:29	記載させていただいておりますので、
0:04:32	ただこちらの、何て言うんすか、第
0:04:36	答えへの答え廃棄物倉庫からBの固体廃棄物の運搬というものは、設備管理課長であつたり、挨拶安全課長っていう集合が出てくるんですけども、
0:04:49	ダイヘンの記載を参考にしておりますのでただ、
0:04:53	その行為、
0:04:54	の中においては、第1編にですね、同じように
0:04:59	同じ以降のところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:02	細井第 2 第 34 号炉の課長である細井第二課長であったり、安全管理第二課長といったものが登場してきてまして、
0:05:12	そちらも一緒に管理してきてますので、
0:05:18	特段説明に、
0:05:21	説明というか整理条文で、そういった整理をして、現在運用しております、申請後については、
0:05:29	そういった、何て言うんすかね。12 号の廃棄物だから、設備、12 号炉の課長がっていったものではなくて、もうすべて、
0:05:38	もう 3、4 号炉の課長。
0:05:40	の管理建屋に入ったものっていうのは 34 号の課長がすべて、管理、管理運搬であったり線量確認といったそういった管理をしていく、そういった運用に変更していくものとなっております。以上です。
0:05:59	規制庁オオツカです。少々お待ちください。
0:10:09	あ、規制庁大塚ですまたします。
0:10:13	少しわからないところがあるので、一つ一つ確認させていただきたいんですけども。
0:10:18	先ほどの説明では、まず申請前ですけど、
0:10:24	例えば 12 号で発生した廃棄物であれば、
0:10:30	345
0:10:32	の課長である安全第二課長が主管する。
0:10:36	貯蔵庫に一度入ったとしても、別の貯蔵庫に移動する場合は、
0:10:41	12 号で発生した廃棄物なので、12 号の、
0:10:44	課長である。
0:10:47	設備管理課長が運搬を行う。
0:10:51	という整理で現行は運用しているということで、
0:10:54	よろしいでしょうか。
0:10:58	九州電力佐野です。そうですねそちらについては、第 29 条の、
0:11:04	2 の 5 項等でも明確になっていると思いますがその通りでございます。以上です。
0:11:11	規制庁大塚です。
0:11:13	承知しました。続いてなんですけど、申請後については、
0:11:18	先ほどの現行の整理とは違って、
0:11:22	12 号で発生した廃棄物を、1 度、34 号、
0:11:28	の課長である安全第二課長が、
0:11:31	主管する貯蔵庫に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	入れた場合に、別の貯蔵庫に移動する場合は、
0:11:38	34 号の課長が主管する。
0:11:40	貯蔵庫からの移動なので、34 号の課長である、保守第二課長が運搬を行うということによろしいでしょうか。
0:11:51	九州電力の佐野です。そちらについても、
0:11:56	先ほどおっしゃっていただき、いただいた通りの内容になっております。以上です。
0:12:05	規制庁大塚です。承知しました。
0:12:10	先日の審査会合でご説明があった、保安規定第五条の
0:12:16	職務内容の記載について、
0:12:21	主幹の課長のところだけに括弧書きで、12 号共用を含むという記載を書いている、
0:12:28	その他の課長に関しては、
0:12:34	号炉の主幹の課長に紐づいて、
0:12:38	業務を行うことになるので、特に括弧書きで、
0:12:41	12 号共用を含むと記載しなくても、
0:12:45	職務分担明確だというご説明がありましたけども、
0:12:51	今の説明だと、
0:12:53	現行の業務の整理は、
0:12:56	ゴールの、
0:12:58	主幹の課長に、
0:13:00	例えば運搬であれば運搬の作業が、
0:13:07	紐解いてない。
0:13:08	と思うんですが、
0:13:11	今回は、
0:13:15	その辺明確ではなかったもので、
0:13:18	整理を改めたってということによろしいでしょうか。
0:13:27	九州電力の佐野です。
0:13:30	申請前においてはですね、
0:13:33	ちょっと繰り返しになるところもあるんですけど第 29 条の 2 の、
0:13:38	第 5 項で、
0:13:39	設備管理課が運搬をするっていったものは明確。
0:13:45	であったというふうに考えております。で、
0:13:50	等、
0:13:53	その押す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:55	しちゃっていただいているところっていうのは、
0:14:00	そうすると、
0:14:03	5条。
0:14:05	従前、D、
0:14:08	Eの5、5条はどういった整理だったのかっていったところを、
0:14:14	ちょっと気にしていただいているところだとは思うんですけども、
0:14:20	それについてはですね、
0:14:24	5条ではそういった記載がありますので、最後の課長もですね、
0:14:29	12号の廃棄物を運搬するときっていったものには、同じように、
0:14:35	同じように行きたいですけど
0:14:38	12号の廃棄物を12号炉の課長が運搬するときには、34号炉の課長っていうのもか。
0:14:45	管理してますので、
0:14:46	5条に反するようなものではないというふうには考えております。以上です。
0:15:01	規制庁大塚です。すいません少々お待ちください。
0:16:50	規制庁オオツカです。
0:16:54	5条のところで、
0:16:57	括弧書きで、12号共用を含むっていうふうには書けば、
0:17:02	34号の課長であれば、
0:17:07	34号機のみではなくて12号共用施設も、
0:17:12	含めて管理してることになりますので、5期に、
0:17:16	かかわらず、運搬等の声が発生した場合は、
0:17:20	34号の、
0:17:22	課長が運搬等を行うという整理だということは理解しました。
0:17:29	その整理だと、現行の保安規定では、
0:17:36	先ほどの、
0:17:38	ご説明の通りに読めないと思うんですけど、
0:17:41	そこは、今回、考え方を改めたということによろしいでしょうか。
0:17:50	ちょっとお待ちください。
0:26:55	あ、すいません九州電力東京支社のカミヒゴシです。
0:26:59	すいません今九州電力本店側がですね話してるみたいなんですけど、音声は全く聞こえてない状況なので、
0:27:08	少しお時間いただいてよろしいでしょうか。
0:27:13	規制庁オオツカです。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:27	規制庁西内です。まさに接続の内容だったら1度、出ていただいてまた再接続していただければ多分それが一番確実な気がします。ちょっと試してみてください。
0:27:40	承知いたしました九州電力上条氏承知いたしました。その旨、はい、本店側に伝えます。
0:27:49	規制庁の西内ですけど、九州電力の方から回答できますでしょうか。
0:27:58	はい。九州電力の日吉でございます。まず、先ほどの大塚さんの問いに直接お答えする前にですね、
0:28:06	ちょっと我々の方でもですねちょっと今問われてるものが、果たして明確にとらえられてるかという部分と、ちょっとまず私どもの5条と、29条の関係の理解の部分ですね、
0:28:19	ちょっと申し上げさせていただいた後にですね、大塚さんの問い合わせにちょっと適切かどうかという、またご指摘をいただければと思っております、
0:28:29	まず私どもの5条と29条のまずその理解というか考え方の部分ですけども、
0:28:35	5条の、例えば安全管理第二課長は、
0:28:39	共用施設を含むという部分を、
0:28:43	規定してる件につきましてはですね。
0:28:47	その安全管理第二課長が、1号炉から4号炉の共用施設である。
0:28:52	固体廃棄物貯蔵庫を管理するものであるため、5条はですね、その多い者と管理施設に対して規定する条文だと考えております。
0:29:05	一方先ほどから議論になっていると考えております29条の2の部分につきましては、その施設の管理というよりは、その具体的な方位内容を定めている。
0:29:16	情報だと理解しております、
0:29:18	まずそういった部分で、5条と、29条の2はですねちょっと
0:29:25	具体的にはちょっと位置付けが、
0:29:28	異なるというか、5条は施設の管理それから加古条文は、こういう内容を定め、
0:29:36	見てる部分だと考えておりますので、
0:29:38	そういった意味でですね、申請前と申請後で、設備管理課長であったり、保守第二課長という、コウゲ者は変更があるんですけども、例えばその5条の考え方が、申請前と申請後で変わってますとか、
0:29:52	そういったものではないものと認識しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:56	ここまでを踏まえまして、先ほど大塚さんがおっしゃってくれました、その申請前の設備管理課長の
0:30:03	規定が適切かという部分が、
0:30:07	よろしければ何か、どういった点で、何か懸念があるというのがもし、もう一度お聞きできればと。
0:30:14	考えておりますけども、いかがでしょうか。
0:30:16	弊社からは以上です。
0:30:27	規制庁大塚です。
0:30:30	先日の審査会合の中では、5条のところの保守第二課長の記載のところで、
0:30:38	補修という言葉の中に、運搬という行為が含まれると。
0:30:43	いうご説明があったんですけども、
0:30:50	先ほどのご説明では、5条の中では、
0:30:55	項については規定しているものではないということだったんですけども、
0:31:02	先日の審査会合と、
0:31:05	先ほどの説明、
0:31:07	では、相違があるということなんでしょうか。
0:31:12	九州電力の日吉でございます。今の点につきましてはその辺私の説明が不足していたかもしれませんが、
0:31:19	その次に施設の管理と申し上げた部分は、すいません、安全管理第二課長が、施設を管理する部分ということでございまして、
0:31:27	後段でおっしゃられたその補修第二課長の補修の部分につきましては、これまでの説明通りですね、運搬に関するものが入ってるということで、ご理解の通り、問題ございません。
0:31:38	これちょっと私の申し上げ方がまずかったかもしれません。
0:31:41	以上です。
0:31:56	規制庁大塚です。五条のところ、
0:31:59	能補修第二課長。
0:32:00	の記載については、運搬という行為について、
0:32:04	規定しているということで理解しました。
0:32:10	そうしたときに、29条の運搬の行為と、五条の補修第二課長の、
0:32:18	運搬の行為っていうのは、関連してると思うんですけども、
0:32:27	63ページで、
0:32:29	整理いただいた考え方。
0:32:34	については、理解しましたが、本日説明のあった、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:40	現行の
0:32:42	廃棄物の管理については、
0:32:45	12 号の廃棄物、
0:32:48	貯蔵庫の方に、
0:32:51	1 度、
0:32:52	保管して、貯蔵庫が 34 号の課長である安全管理第二課長。
0:32:59	が所管する施設ということで、ご提示いただいた整理では、34 号の課長が所管する施設であるために、
0:33:10	運搬、別の所蔵庫に、
0:33:13	廃棄物を移動する場合は、
0:33:16	同じ 34 号の課長である。
0:33:21	補修第二課長が運搬するというご説明をいただいておりますけども、
0:33:26	本日いただいた説明、
0:33:29	では、
0:33:30	所管の課長に、
0:33:32	運搬の声をを行う課長が紐づいて、
0:33:35	いるというわけではなくって、12 号で発生した廃棄物、
0:33:40	だからという理由で、
0:33:42	34 号、
0:33:45	課長が所管する施設からの移動についても、
0:33:49	34 号の課長ではなくて、1 号、12 号の課長。
0:33:54	設備管理課長が運搬を行う場合もあるという、
0:33:59	ところで、
0:34:00	先日の審査会合と本日の説明、
0:34:04	に相違があると、こちら考えてるんですけども、
0:34:08	その点についてはいかがでしょうか。
0:34:22	すいません少々お待ちください。
0:35:41	九州電力佐野です。衛藤先ほど大塚さんが、
0:35:46	言っていたいただいたことの確認なんですけども、
0:35:52	先日清サカイ 5 でご説明した内容等、
0:35:55	今回補足説明資料で 63 ページに追加した内容、こちらについて、
0:36:02	そごがある、そういったコメント、そういったご確認でしょうか。
0:36:11	規制庁大塚です。先日の審査会合でのご説明と、今回ご提出いただいた補足説明資料の、
0:36:18	63 ページの御説明っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:21	一致していて、こちらとしても理解してるところですけども、
0:36:29	先日の審査会合と補足説明資料の、
0:36:32	記載だけを見たときに、こちらとしては、
0:36:36	現行のものに対しても、主幹の課長に紐づいて運搬等の行為を行うものだと。
0:36:44	認識していたんですけども、
0:36:46	本日の説明だと、
0:36:48	あと現行の運用については、
0:36:51	主幹の課長に紐づいて運搬等、
0:36:54	行うわけではないという
0:36:57	認識なんですけども、
0:37:02	こちらとしては、まず、現行の運用と、
0:37:06	申請後の運用は、
0:37:09	同じもんだものではなくて、今回、考え方を改めた。
0:37:14	という認識ではないんでしょうか。
0:37:30	九州電力の佐野です。
0:37:32	当申請前においてはですね、12号炉の課長が、第29条の、
0:37:39	2の第5項、
0:37:42	で、1512号炉の課長が、廃棄物の運搬をするということが明確に、
0:37:47	やっておりました。
0:37:49	で、
0:37:50	申請後については、12号炉の課長と34号炉の課長が併記されているので、
0:37:58	ちょっと業務分担がわかりにくいていうところになるんですけども、そちらについては、第五条で識別されることになるので、
0:38:07	当市の方で発生した廃棄物の、
0:38:11	共用がかかっている固体廃棄物をここで保管された以降っていうのは、
0:38:16	34号炉課長が運搬するというので、
0:38:19	併記されることで、提起され、
0:38:23	いうことで、色がわかりにくくなるんですけどそちらについては、5条で識別されることとなりますと。
0:38:30	いう。
0:38:31	今は、
0:38:34	今解釈というか、
0:38:35	をしていることになっております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:45	規制庁大塚です少々お待ちください。
0:44:24	規制庁オオツカです。先ほどのご説明の内容は理解しました。
0:44:30	で、確認なんですけども、
0:44:32	5条の整理の方は、
0:44:35	現行のものも、申請後のもの、申請後の方も、変わらないんですけど、
0:44:41	どちらかというと5条というよりは、29条の方の、
0:44:46	整理について、5条の整理の方とうまくリンクが、
0:44:52	ついてなかったなので、今回、
0:44:54	考え方を改めたという、
0:44:57	ことでしょうか。
0:45:06	すいません少々お待ちください。
0:45:43	九州電力佐野です。
0:45:47	申請後の第29条の2の5項ですけども、こちらについてはですね、この申請に於いて、12号炉の課長と34号炉の課長2人が出てきておりまして、どちらの課長が、
0:46:00	安東いといった範囲というんですかね。
0:46:03	どういった範囲で、行為を行うのか、そういうのがわからなくなるんですけども、そういった分担っていうのを、第5条を読みに行く。
0:46:13	というふうに、今回しております。以上です。
0:46:32	規制庁のニシウチですけど、
0:46:35	ちょっとやっぱり何かやりとりが噛み合っていないくて、今まだ申請前の話をしてるんですよ、申請後じゃなくて。なので今のちょっと回答はまずよくわからず答えられていないくて、繰り返しの部分もありますけど、さっき大塚が言ったように、
0:46:49	まず、
0:46:50	午後町の考え方自体は、今も昔も変わってない。
0:46:54	要は、設備間設備を管理する代表課長のところで12号が、の共用施設がどっちに含むかを明確化していて、
0:47:02	その後整理に基づいて各所管課長が必要な行為をするんだっていうその考え方は変わってない。今も昔も変わってないそれはまずイエスでいいですか。
0:47:14	九州電力サノですそちらについてはその通りでございます。はい、了解しました。で、そうしたときにさっき佐野さんが言った申請後の話をするとですよ。その5条の考え方のもとで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:25	29 条の 2 に行きます。29 条の 2 は並列で併記してあるんですけど五条の考え方で明確になっているので問題ないと思いますっていうそこはアグリーです。
0:47:35	そこは問題ないです。で、今聞きたいのは申請前の方で、申請前はこの設備、
0:47:42	どっちがどうですか。
0:47:46	と設備間、今先生前は設備管理課長しか書いてないですよ。
0:47:51	そうすると、さっきの 5 条の整理に基づくですよ、設備管理課長って、12 号の共用施設の管理しないですよ。
0:48:00	でも、29 条の 2 で設備管理課長が 12 号の管理や運搬行為、
0:48:05	ごめんなさい 12 号の共用施設の
0:48:08	間の運搬行為をやるっていうふうになっていて、要は問題点というか現状のその何かあまりうまく読めない部分が、5 条の整理じゃなくて、5 条の職務分担に基づいて 29 条の 2 の方にうまく落ちてないね。
0:48:22	ていうところに懸念を感じてるっていうのがさっき大塚が言ったことです。
0:48:28	2 年です。
0:48:31	まずその花まずさっき大塚が言ったのはその部分です。
0:48:35	で、
0:48:35	まずそこについて、
0:48:38	同じ認識持っていいですか、ちょっと違う認識ですか。
0:48:47	すいませんちょっとお待ちください。
0:50:36	九州電力佐野です。
0:50:38	先ほど西さんが言われた問題意識のところについてはその申請前の行為内容っていうところにちょっと問題意識を持たれているところはわかりましたのでそこについては共通認識が図れているのかなと思います。
0:50:56	はい。規制庁西内です。さっきからちょっとやりとりしたかったその部分の話で、
0:51:02	何か申請後の何か状態をある程度理解できるんですけどその整理が、今も昔も同じ整理でやってるんですけどと言われてしまうと、今の問題意識の部分でその説明はよくわかりませんねっていうことになる。
0:51:14	ていうのがよくわからなかった部分なんですよ。
0:51:17	で、ここまでの確認を踏まえて、ちょっと私こう理解したんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:22	要は、今みたいな、ちょっと現状、考え、そもそも思想としてはあったものの、ちょっと現状の保安規定でうまく表現しきれてない部分がちょっとありましたよと。そういう状況も踏まえて、改めて九州電力として、考え方保安規定の記載の考え方を整理して、
0:51:38	今回こういうふうに申請したものですっていう流れがあるのであれば、申請後の状態として最終的に職務分担も明確になってますねっていうことはある程度理解ができるのかなと。
0:51:49	ちょっと思ったんですけど、何か私の理解で何か認識側ありそうですか。
0:52:03	少々お待ちください。
0:56:03	すいません。お待たせしました九州電力さんのです。
0:56:07	20、
0:56:10	申請前の 29 条の 2 の 5 項なんですけども、
0:56:14	こちら設備管理課長が運搬等をするということで、明確になっていたので廃棄物管理等についてはですね問題なくお答え、行っていたとは思いますが、
0:56:28	55 条と見ると、秋田稲井部分が、
0:56:32	あったのかもしれないです。
0:56:37	以上です。
0:56:40	規制庁西内です。今までの、まず実務実態、要は現場での実態について、今何か懸念はまず思ってるわけではないです。
0:56:50	今佐野さんおっしゃった、まず前段階でおっしゃった通り、29 条の 2 明確に書かれていて、なのでその体制のもとでおそらくやられていたのかなと、審査の机上の話としては想像できるので、そこは別にあまり懸念を持ってなくて、
0:57:03	あくまで問題意識というかちょっとよくわからない部分は保安規定上の整理がよくわからないっていう部分がまず一番にあります。
0:57:12	ていうことはまず最初にお伝えした上で、今の佐野さんの回答だとですよ、やっぱり五条の考え方が変わってるのかなっていう気もして、互助の考え方がいまいちじゃなくて、
0:57:26	29 条の 2 への落とし方があまりよくなかったっていうのが、最初の何か説明の、
0:57:33	説明で理解した部分だったんですよ。
0:57:36	だから今までの 5 条の考え方。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:39	がいまいちでちょっと明確に書けてなかったんですねっていうとまず五条の考え方を変えましたっていう説明が今回あってしかるべきですね。
0:57:50	だから
0:57:51	今回、現状保安規定上で何かしら問題、問題っていうとちょっと重くなりますけど、ちょっと読みにくい部分があるので、整理を変えましたっていう部分であれば、5条の考え方を変えたのか。
0:58:04	五条の考え方じゃなくてそれを29条の2に落とすときの整理。
0:58:09	がちよつといまいちだったからそこを変えました。変えたというか、そこを含む、踏まえてちゃんと今回はやり直しましたっていうのか、どこがどう変わったのかをちょっと明確にして欲しいっていうコメントとさせていただければと思います。
0:58:23	まず、私たちが確認したいことを明確にしたい部分をご理解いただけますか。
0:58:29	まず理解できるかどうかだけお願いしたいんですけど。
0:58:35	九州電力佐野でございますそちらについては、はい、理解できました。はい。多分規制庁西内です。多分回答の感じを聞いてると、今日この場で多分その部分について何か明確な回答が返ってくる気はしないので、
0:58:48	ちょっと資料に、明確に落として、今までどういう考えでした。
0:58:52	今回はそれを全く同じ整理で引き継ぐものなのか、さっき言ったように五条の考え方を一部見直したのか、もしくは、控除の考え方が変わってなくて、今まででちょっとその落とし方、29条2項の個別条文の落とし方でちょっと微妙な部分あったんですけどそこも踏まえて今回はちゃんと適正化してます。
0:59:11	なのか、多分この3パターンのどれかに該当するのかなと今日のやりとりを踏まえてちょっと考えましたけど、理解はしましたけど、このどれかに該当するものなのか、もしくはそれ以外の整理で今からどう変更してるのか変更してないのかっていう部分をちゃんと明確に説明いただければいいのかなというところです。
0:59:28	というところで次回資料提出で明確にさせていただくような流れでお願いしてもいいですか。
0:59:36	はい。九州電力佐野でございます。次回、整理して、資料の方を提出させていただきたいと思います。以上です。はい。よろしく申し上げます最

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	後に今日のヒアリングでやりとりした内容共通事項を取れている共通認識というか確認をさせていただくので、
0:59:50	その際にはまたずれてそうであればちょっと確認をさせていただきたいと思います。
1:00:00	規制庁大塚です。
1:00:02	ちょっと続いての質問に移ります。
1:00:08	保安規定第5条のところの記載についてなんですけども、
1:00:12	先日の審査会合で、
1:00:14	第5条の補修第二課長の職務内容の記載について、運搬の行為は補修に含まれると説明がありましたが、
1:00:23	補修とはそもそも何を指すのか、運搬以外に、
1:00:27	他に何が含まれるのか、説明してください。
1:00:36	九州電力さん、すいません少々お待ちください。
1:03:19	それを渡しました。補修という行為なんですけども、
1:03:24	一般的に
1:03:27	なぜ設備の機能維持とかする。
1:03:30	メンテナンスっていうんすかね。そういったものであったり、
1:03:34	壊れたときに直すっていった補修であったりあとはもう、
1:03:38	はい。先ほど言った通り、所内の運搬であったり、所外への
1:03:45	搬出、
1:03:47	そういったものが、の補修行為っていうふうにはなっております以上です。
1:03:58	規制庁大塚です。
1:04:02	補修について、機器のメンテナンスとか、
1:04:06	保守補修を行うっていうところは、
1:04:09	イメージをつくんですけど、なかなか運搬が含まれると言われると、ちょっとイメージがつきにくい部分があると思うんですけど。
1:04:17	その部分については、
1:04:19	九州電力の中では、
1:04:21	補修に運搬が含まれるっていうことは共通認識が取れているんでしょうか。
1:04:31	すいませんちょっとお待ちください。
1:04:41	規制庁大塚です。あと、何か怪文書でもいいんですけど、どこかで明文化されてるようなところがあれば、それも教えてください。
1:04:51	九州電力佐野でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	<p> 1:04:54 1:05:03 1:05:08 1:05:11 1:05:13 1:05:20 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:03	<p> 1:05:03 1:05:08 1:05:11 1:05:13 1:05:20 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:08	<p> 1:05:08 1:05:11 1:05:13 1:05:20 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:11	<p> 1:05:11 1:05:13 1:05:20 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:13	<p> 1:05:13 1:05:20 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:20	<p> 1:05:20 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:23	<p> 1:05:23 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:34	<p> 1:05:34 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:38	<p> 1:05:38 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:42	<p> 1:05:42 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:43	<p> 1:05:43 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:05:47	<p> 1:05:47 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:00	<p> 1:06:00 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:05	<p> 1:06:05 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:09	<p> 1:06:09 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:12	<p> 1:06:12 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:16	<p> 1:06:16 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:21	<p> 1:06:21 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:25	<p> 1:06:25 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:28	<p> 1:06:28 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:38	<p> 1:06:38 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:44	<p> 1:06:44 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:47	<p> 1:06:47 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:48	<p> 1:06:48 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:06:58	<p> 1:06:58 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:07:42	<p> 1:07:42 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:07:45	<p> 1:07:45 1:07:52 1:08:02 </p>
1:07:52	<p> 1:07:52 1:08:02 </p>
1:08:02	<p> 1:08:02 </p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:08	規定に基づきまして、
1:08:10	汚染の広がりを防止する措置を講じた上でっていうような記載をさせていただきます。
1:08:16	一方で炉内構造物につきましては線量が高いものでございますので、
1:08:22	技術基準規則の第 39 条の 1 項の第 6 号に記載ございますが表面の
1:08:36	線量当量率と、その表面から 1 メートルの距離、
1:08:41	における線量当量率が、原子力規制委員会に定める規制線量当量率を超えないように遮へいできるものであること。
1:08:51	といった規定に該当しますので、これに基づいて遮へい機能を有するといった記載をしている。
1:08:59	ものと、あと
1:09:01	他この保管容器につきましては、
1:09:06	先ほどの技術基準規則の第 1 項の第 2 号に放射性廃棄物が、
1:09:14	漏えいし、しがたい構造であることといった記載がございますので、という運搬基礎、運搬容器に対する規定がございまして、これに基づきまして、
1:09:25	更正の保管容器に収納した上でといった記載をさせていただきます。
1:09:31	以上です。
1:09:36	規制庁大塚です。少々お待ちください。
1:13:45	規制庁オオツカです。
1:13:46	先ほどのご説明について、39 条、
1:13:50	御説明について、39 条っていうのは運搬に係る
1:13:56	規定を定めたものなんですけども、一方で、保安規定 29 条、
1:14:03	の方は、保管管理について定めたものを、
1:14:07	だと思うんですけども、
1:14:09	この二つは直接、
1:14:12	直接に直接的にはひもづかないと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。
1:14:22	少々お待ちください。
1:15:54	九州電力の青木です。
1:15:58	藤さん、技術基準の 39 条、
1:16:02	運搬容器につきまして、その運搬用キーを使用しまして、その保管容器として、
1:16:12	蒸気発生器保管庫内に保管してございますので、
1:16:18	一応両方とも、29 条の保安規定の 29 条の固体廃棄物の管理。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:29	にも該当するものかと考えてございます。以上でございます。
1:16:43	規制庁大塚です。運搬容器と保管容器は共通ということで、関連性があるということで、承知しました。
1:16:51	関連する質問なんですけども、
1:16:54	遮へい機能としては、施設と保管容器の両方に遮へい機能を期待しているという理解でよろしいでしょうか。
1:17:10	九州電力の青木です。炉内構造部IIIに、
1:17:14	につきましては施設と保管容器に対して、遮へい機能を有するということ等でございます。はい。
1:17:22	以上でございます。
1:17:31	規制庁大塚です。炉内構造物については承知しました。
1:17:35	上ぶたについてはいかがでしょうか。
1:17:42	九州電力の青木です。上部負担につきましては、今回その技術基準規則の第4条の2項、
1:17:52	汚染の広がりの防Cをした上での施設をしなければならないといったところ。
1:17:59	に、
1:18:01	基づきまして、
1:18:04	保管容器に入れますので遮へいの機能を有するといった、考慮してございません。
1:18:11	以上でございます。
1:18:24	藤常務負担、規制庁オオツカです。上部負担については再閉機能を、
1:18:29	保管容器には期待していないということで承知しました。
1:18:33	保管容器については、
1:18:36	丈夫た。
1:18:37	入れる前に助成んは行うのでしょうか。
1:18:46	九州電力の青木です。上部たにつきましては、保管容器に入れる前には除染とはいたしません。
1:18:54	以上です。
1:19:01	上部単価規制庁オオツカです。上部負担については除染しないことを承知しました。
1:19:07	上部負担についてなんですけども、
1:19:10	まず、取り外した上部負担については、線量がどのくらいあるのか。
1:19:16	あと、他の容器の設計上で、保管容器に入れた状態でどのくらいの線量になるのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:26	説明していただきたいんですけども。
1:19:29	こちら具体的な数字が今出なければですね後日補足説明書に追加し、
1:19:35	していただく形でも結構ですが、
1:19:37	今わかっている範囲で説明できるのであればお願いします。
1:19:47	九州電力の青木です。少々お待ちください。
1:24:19	九州電力の青木です。
1:24:21	すいませんこれから発言
1:24:25	一部商業機密が入る可能性があります。
1:24:31	あ、すみません規制庁西内です。今、それは、具体的な線量の話がされたいという理解でよかったですか。
1:24:39	数字の上、はい。そうです線量のスリーになります。
1:24:57	規制庁大塚です。商業機密ということでしたら、ここでご説明していただかなくても補足説明資料の方に追加して、
1:25:05	ご提出いただければ結構です。
1:25:08	上部たについてだけではなくて、と同じ施設に保管する、炉内構造物等の線量も対比ができるように、資料の方に落としてご提出ください。
1:25:34	九州電力の沖でございます。
1:25:36	すいません1点確認させていただきたいんですけども、
1:25:41	今の保管物、
1:25:46	今回補完します。阿武常務スター
1:25:49	等、現在保管している廃棄物、
1:25:54	保管物、
1:25:57	保管容器に入れる前と入れた後の線量。
1:26:03	がわかるような方いい。
1:26:06	んでお示しを、
1:26:07	スルー認識。
1:26:11	いただいたものでしょうか。
1:26:16	規制庁大塚です。おっしゃる通りです。
1:26:19	炉内構造物についてはもし除染をするのであれば、除染をし、
1:26:24	する前とした後でどれくらい線量が違うのかも。
1:26:27	示していただくと助かります。
1:26:34	九州電力の青木でございます
1:26:39	炉内構造物につきましては除染、こちら除染をし、しせずに、
1:26:45	保管容器に入れているものでございます。
1:26:49	のでまず、除染ん号の値っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:54	すいません
1:26:55	ちょっと持ち合わせていないところがございます。以上でございます。
1:27:06	尾内高津君構造物については、今持ってる数字だけで結構です。
1:27:13	ですので、保管、上ぶたも含めて、保管容器に入れる前の全量と汎用機入れた後の線量がわかるように、資料 2、
1:27:23	記載してください。
1:27:34	九州電力の青木です。承知いたしました。
1:27:42	規制庁大塚です。では続いての質問になります。
1:27:46	補足説明資料の 60 ページのフロー。
1:27:49	をご覧ください。
1:27:54	保安規定第 1 編の 98 条の 2 第 7 項について、
1:27:59	なんですけども、上部ふたの運搬の場合は、1 時管理区域を設定することから、第 7 項の線量確認。
1:28:08	を入れておりますが、他の廃棄物については、
1:28:11	運搬の際に一時管理区域の設定はしないのでしょうか。
1:28:30	九州電力青木少々お待ちください。
1:29:01	すいません九州電力の井手真壁オノ。
1:29:05	他の廃棄物といいますのは、ドラム缶とか、
1:29:09	そういったものを、
1:29:12	であってますでしょうか。
1:29:14	規制庁大塚です。
1:29:16	おっしゃる通りで 60 ページの申請後のフローのところの、
1:29:23	点線より上の部分、
1:29:25	のところですよ。
1:29:44	はい。はい。九州電力、江幡です。
1:29:49	右方 60 ページの点線より上の、34 号の廃棄物ドラム缶。
1:29:56	等は、
1:29:58	運搬基準の表面が、
1:30:01	2 ミリシーベルトパーアワーでしたり、あと 1 メーター。
1:30:06	のところでも 100 マイクロシーベルトパーアワー。
1:30:09	という基準以下のもの。
1:30:12	運搬するようにしていますので、
1:30:19	特に一次管理区域の設定は行っていません。以上です。
1:30:31	規制庁大塚です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:33	点線より上の部分については一時管理区域を設定するようなことはないということで、承知しました。
1:30:42	続いての質問になります。
1:30:45	保安規定第 1.918 条の 2 第 3 項について、
1:30:54	異常が認められた場合には必要な措置を講じると記載がありますが他にも、他に、
1:31:00	御社が汚染の広がりを防止する等の、
1:31:03	他に適した状態に異常が生じたときに取る措置というのは、具体的にどのような措置なのか、説明をお願いします。
1:31:17	少々お待ちください。
1:32:07	九州電力様ですいません先ほど、
1:32:09	大塚さんから質問ありました件については、実際確認して再度ご回答させていただきたいと思っております以上です。
1:32:22	規制庁大塚です。そうしました。この件に関して聞きたかったことなんですけども、元に廃棄物が発生して、農政の広がりを防止する措置、
1:32:33	そうするのは、補修第二課長ですけども、
1:32:36	施設に入った後に異常が認められた場合は、
1:32:40	江藤菅管理者。
1:32:42	が、
1:32:45	必要な措置をするということになってますけども、
1:32:51	異常が認められた場合に取る措置。
1:32:54	について、初めにその措置をした課長から、業務をどのように感じているのかという、
1:33:01	ところが請託でですね、どこかでそれが明確化されているのかどうかっていうところが知りたかったので、それを含めて
1:33:09	資料にまとめてご説明ください。
1:33:18	九州電力佐野でございます。必要な措置といったものがどのようなものである。
1:33:23	ものであって、それが、
1:33:25	他の時に保修課長が、
1:33:28	した行為内容に対して、何かしらさらに何かするとかそういったものを、
1:33:34	であるのであればどういったふうに、保修課長から安全管理課長に引き継ぐ業務の引き継ぎ等が行われているのか、そういったも含めて、
1:33:43	記載させていただきたいと思っております。以上です。
1:33:48	規制庁大塚です。よろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:51	私からは以上になります。
1:33:57	規制庁西内です。
1:33:59	衛藤他全体通して何か事実確認事項追加でありますか。よろしいですか。
1:34:04	はい。
1:34:05	こちらからの今日の事実確認は以上ですので、まずちょっと今日のヒアリングでやりとりした事項を共通認識が持っているかちょっと確認をしたいんですけども、
1:34:14	ホワイトボード的なものを移す、画面共有いただくカモンカ読み上げていただく形をお願いしたいんですけど、準備できてますか。
1:34:25	すいませんちょっとお待ちください。
1:34:39	すいませんちょっと共有に時間がかかりますので読み上げをさせていただきますちょっとお待ちください。
1:35:05	九州電力の佐野でございますすいません読み上げさせていただきます。
1:35:10	本日、大きく四つ確認事項があったと思います。一つ目が、運搬の行為者について、今回の変更にあたっては互助の考え方を、
1:35:22	変更した上での変更なのか、五条の考え方を変更していないのか、2第 29 条における、
1:35:29	交渉を明確にするために、
1:35:32	変更したものかと、変更の考え方を整理して、資料へ反映すること。
1:35:38	二つ目。
1:35:41	募集の中に、
1:35:42	運搬が含まれていることを社内規定上で明確にされているのであれば、その旨を資料へ反映すること。
1:35:51	二つ目、すいません三つ目。
1:35:54	取り外した上部ふたを、
1:35:57	保管容器に保管する前後の全量を資料へ反映すること。あわせて、
1:36:03	その他の保管庫に蒸気発生器保管庫に保管されているものも対比できるように記載すること。
1:36:12	四つ目、第 1 編、第 98 条の 2 第 3 項における、
1:36:18	異常が認められた場合における措置を講じるとあれば、どのような措置を行うのか、また、
1:36:24	行為者の
1:36:26	業務の行為者間の業務の引き継ぎ等がどのように行われるのかを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:31	資料へ記載すること。
1:36:35	以上四つです。
1:36:41	衛藤規制庁ニシウチです少々お待ちください。
1:36:52	規制庁西内です。了解しました特に大きな認識ではなくて認識のもとで、次回の資料をまず充実いただいて、また提出をいただければと思っていますよろしく申し上げます。最後にスケジュール感だけですけども、
1:37:08	衛藤。
1:37:10	まずは、先ほど確認した内容を資料に充実して、またヒアリングをやるっていうのが次のステップかなと思いますけど、具体的にいつぐらいを、の定数めどを考えてますでしょうか。
1:37:39	九州電力佐野です。ちょっと戦略の実績等のを調べる必要もありますので、
1:37:47	東野水曜日、
1:37:49	くらいに資料を出させていただけたらなと思います。
1:37:54	規制庁西内です。了解しました。また具体的な資料の提出については、東京支社の新名の方から事務的にまたご連絡をいただければと思いますよろしく申し上げます。
1:38:06	衛藤スケジュール等ヒアリング内容含めて全般としてですけども九州電力側から何かありますか。
1:38:18	はい、九州電力からは特にありません。
1:38:21	はい、規制庁側からよろしいですか。
1:38:24	はい。
1:38:25	じゃあ今日のヒアリングはここまでにしたいと思いますありがとうございます。
1:38:29	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。